確定拠出年金向け説明資料

作成基準日　2026年10月26日
運営管理機関：株式会社百十四銀行

ニッセイ利率保証年金（5年保証／日々設定）

本商品は元本確保型の商品です。

基本的性格

●保険料の払込みは、掛金の中から、あるいは他商品からの預替え(ｽｲｯﾁﾝｸﾞ)により自由に設定できます（払込みの一時中断も可能です）。
●払込まれた保険料は、保証期間（5年）に応じた利率（保証利率）で積立てられ、保険料の払込みのつど、被保険者ごとに「基本単位口」として管理されます。保証利率は、保険料収入時の市場金利水準（保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り）等に応じて、日々設定されます。
●保証期間満了時には、それまでの保証期間と同期間で保証期間を更新します。更新後の保証利率は、保証期間満了時の市場金利水準（更新後の保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り）等に応じて改めて設定します。
●預替え（ｽｲｯﾁﾝｸﾞ）による解約時等の場合には、解約控除(市場価格調整)が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。

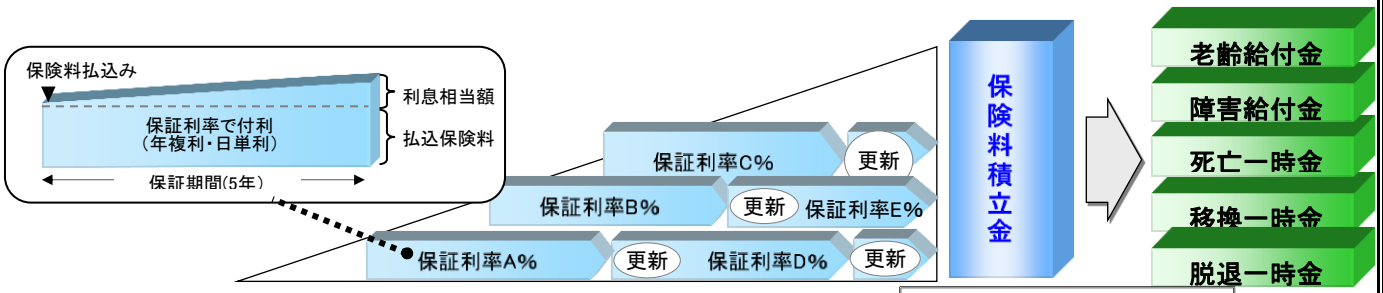

ご加入のプランにより異なりますので「規約」等をご確認ください。

【給付金のお受取り方法】

●給付金には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、移換一時金および脱退一時金があります。
●当社は、給付金の支払いを要する旨の運営管理機関からの通知をもって、支払事由が生じたものとして、以下の金額（年金については、以下の年金額に基づき計算される金額）を運営管理機関に指定された受取人にお支払いします。

年金でのお受取り

・老齢給付金および障害給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。
・年金の種類には、確定年金、終身年金および分割払年金があります。ただし、障害給付金を60歳未満でお受取りになる場合は、確定年金および終身年金を選択できません。なお、当社の所定の範囲内で、複数の年金の種類（例：終身年金と確定年金）を同時に選択することができます。
・確定年金および終身年金においては、お客様が保有されているすべての確定拠出年金向け運用商品から持分額（その全部または一部）を持込み、年金としてお受取りいただくことができます。
・確定年金および終身年金でのお受取りを選択された場合、被保険者ごとかつ年金の種類等ごとに「年金単位口」を設定し、その対象となる持分額を充当します。これに伴い、その対象となる持分額については、それまでの運用が終了します。

確定年金

（確定期間：5年、10年、15年、20年）

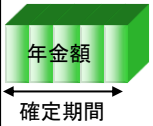

・確定年金は、お客様が生存されている間、あらかじめ定めた確定期間中、年金をお受取りいただくものです。
・年金額は確定期間、その確定年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
・5年経過後は、一時金受取りに変更できます（終身年金を同時に選択されている場合は変更できません）。この場合、残りの確定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をお支払いし、確定年金を終了します。この際、解約控除(市場価格調整)が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。
・確定期間中に死亡された場合、残りの確定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払いします。

終身年金

（支払保証期間：5年、10年、15年、20年）

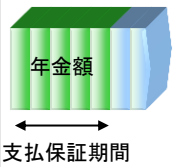

・終身年金は、お客様が生存されている間、終身にわたって、年金をお受取りいただくものです。
・年金額はお客様の年齢・性別、支払保証期間、その終身年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
・多くの場合、他の年金の種類に比べて年金額は少額です。
・終身年金の選択後は、一時金受取りに変更できません。
・死亡時期によっては、総受取額が元本（受取開始時点の資産額）を下回る可能性があります。
・支払保証期間中に死亡された場合、残りの支払保証期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払いします。
・支払保証期間経過後に死亡された場合、ご遺族へのお支払いはありません。

分割払年金

（分割期間：5年～20年）

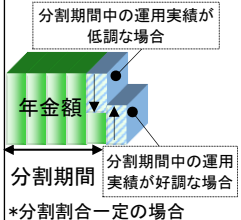

*分割割合一定の場合

・分割払年金は、お客様が生存されている間、あらかじめ定めた分割期間中、運用を続けながら年金をお受取りいただくもので、分割期間中の運用実績に応じて総受取額が変動します。
・年金額は分割期間、分割割合およびその分割払年金の対象となる持分額の試算額に基づき計算されます。
・5年経過後は、一時金受取りに変更できます（終身年金を同時に選択されている場合は変更できません）。この場合、お支払い時の保険料積立金に基づき計算される金額をお支払いし、分割払年金を終了します。
・分割払年金をお支払いするときおよび5年経過後に一時金受取りに変更するときには解約控除（市場価格調整）が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります。
・分割期間中に死亡された場合、死亡月迄の期間に対応する未支給の分割払年金とこれを差引いた残りの保険料積立金をご遺族にお支払いします。

一時金でのお受取り

・老齢給付金および障害給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を一時金でお受取りいただくことができます。
・死亡一時金、移換一時金および脱退一時金については、一時金でのお支払いとなります。
・これらの一時金の額は、お支払い時の保険料積立金（老齢給付金、障害給付金の一部を一時金でお支払いする場合は、その割合を乗じて得た金額）とします。

■当資料は、株式会社百十四銀行（運営管理機関）が信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
■当資料は、確定拠出年金法第24条（運用の方法に係る情報の提供）に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。